

特別養護老人ホーム三船園の利用料金について

原則として『介護福祉施設サービス利用料金・各加算』の1割＋食費＋居住費ですが、第1号保険者(65歳以上)の本人の合計所得金額が160万円以上かつ同一世帯の第1号保険者(本人含む)の“年金収入＋その他”の合計所得金額が単身で280万円以上の方は『介護福祉施設サービス利用料金・各加算』が2割となり、“年金収入＋その他”の合計所得金額が単身で340万円以上の方は3割となります。

但し、減額制度適用(高額介護サービス費の払い戻し)有り。 ※介護保険負担割合証に割合額が記載されています。

1. 介護福祉施設サービス利用料・各加算 自己負担割合額

令和4年10月1日～
1日当り

要介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1、サービス利用に係る自己負担金 (旧措置も同料金)／日	1割: 573円 2割: 1,146円 3割: 1,719円	1割: 641円 2割: 1,282円 3割: 1,923円	1割: 712円 2割: 1,424円 3割: 2,136円	1割: 780円 2割: 1,560円 3割: 2,340円	1割: 847円 2割: 1,694円 3割: 2,541円
2、日常生活継続支援加算/日	1割: 36円		2割: 72円	3割: 108円	
3、看護体制加算Ⅰ/日	1割: 4円		2割: 8円	3割: 12円	
4、看護体制加算Ⅱ/日	1割: 8円		2割: 16円	3割: 24円	
5、栄養ケアマネジメント強化加算/日	1割: 11円		2割: 22円	3割: 33円	
6、夜勤職員配置加算/日	1割: 16円		2割: 32円	3割: 48円	
7、個別機能訓練加算Ⅰ/日	1割: 12円		2割: 24円	3割: 36円	
8、個別機能訓練加算Ⅱ/月	1割: 20円		2割: 40円	3割: 60円	
9、生活機能向上連携加算Ⅱ/月	1割: 100円		2割: 200円	3割: 300円	
10、科学的介護推進体制加算Ⅱ/月	1割: 50円		2割: 100円	3割: 150円	
11、安全対策体制加算/初回のみ	1割: 20円		2割: 40円	3割: 60円	
12、初期加算/日	1割: 30円		2割: 60円	3割: 90円	
13、認知症専門ケア加算Ⅰ/日	1割: 3円		2割: 6円	3割: 9円	
14、口腔衛生管理加算Ⅱ/月	1割: 110円		2割: 220円	3割: 330円	
15、配置医師緊急時対応加算 ①18:00～22:00、6:00～8:00 ②22:00～6:00	① 1割: 650円 ② 1割: 1,300円		2割: 1,300円 2割: 2,600円	3割: 1,950円 3割: 3,900円	
16、外泊時費用/日	1割: 246円		2割: 492円	3割: 738円	
17、介護職員処遇改善加算	利用者負担金(1～16の合計)の8.3%				
18、介護職員等特定処遇改善加算	利用者負担金(1～16の合計)の2.7%				
19、介護職員等ベースアップ等加算	利用者負担金(1～16の合計)の1.6%				

対象の方のみの加算

- 11、安全対策体制加算 ・令和3年4月1日以降に入所された方の初回(1回)のみ加算されます。
- 12、初期加算 ・新入所時から30日間が対象ですが、認知症高齢者の日常生活自立度がⅢa以上の方は病院へ30日以上入院してから退院後の30日間も、その都度対象となります。
- 13、認知症専門ケア加算Ⅰ ・主治医より認知症高齢者の日常生活自立度がⅢ以上と診断された方が対象です。
- 14、口腔衛生管理加算 ・口腔ケアマネジメントに係る計画が作成され、歯科医師又は歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が口腔ケアを行った方が対象です。
- 15、配置医師緊急時対応加算 ・施設の求めに応じ、配置医師が早朝・夜間又は深夜に施設訪問診療した方が対象です。
- 16、外泊時費用 ・外泊、入院時の月6日間が対象で、月末から翌月に月をまたいで連続した場合は最長12日間が対象です。

2. 食費、居住費

1日当り

	食事に係る負担金額	居住に係る自己負担額 (個室)	居住に係る自己負担額 (多床室)
被保険者第1段階	300円	320円	0円
被保険者第2段階	390円	420円	370円
被保険者第3段階①	650円	820円	370円
被保険者第3段階②	1,360円	820円	370円
被保険者第4段階以上	1,445円	1,171円	855円

【計算例】 要介護3 3段階① 1割負担 多床室の場合(30日あたり) ※対象の方のみの加算(11～16)は含めないとします

$$\begin{aligned}
 & \text{サービス利用料} \quad \text{看護体制加算Ⅰ・Ⅱ} \quad \text{夜勤職員配置加算} \quad \text{生活機能向上連携加算} \quad \text{Aの合計} \\
 \text{A} & (712 + 36 + 4 + 8 + 11 + 16 + 12) \times 30 \text{日} + 20 + 100 + 50 = 24,140 \\
 & \text{日常生活継続支援加算} \quad \text{栄養ケアマネジメント強化加算} \quad \text{個別機能訓練加算Ⅰ} \quad \text{個別機能訓練加算Ⅱ} \quad \text{科学的介護推進体制加算Ⅱ} \\
 & \text{介護職員処遇改善加算} \quad \text{介護職員等特定処遇改善加算} \quad \text{介護職員等ベースアップ等加算} \quad \text{食費} \quad \text{居住費} \quad \text{日数} \quad \text{Bの合計} \\
 \text{B} & (24,140 \times 8.3\%) + (24,140 \times 2.7\%) + (24,140 \times 1.6\%) + (650 + 370) \times 30 \text{日} = 33,643 \\
 & \text{(Aの合計額)} \quad \text{(Aの合計額)} \quad \text{(Aの合計額)} \\
 & \text{Aの合計} \quad \text{Bの合計} \quad \text{30日あたり} \\
 & 24,140 + 33,643 = \underline{\underline{¥57,783}}
 \end{aligned}$$

※サービス利用料にオムツ代・洗濯代も含まれますが、医療費につきましては別途必要です。
不明な点がございましたら、お手数ですが三船園までご連絡ください。

医療面で支援が必要な方のご入所について

認知症	○	共同生活を送れる方であればご入所できます。
インスリン	○	看護職員が対応いたします。
在宅酸素療法	○	対応可能です。
ストーマ	○	対応可能です。
尿バルーン	○	対応可能です。交換は協力医療機関にて行います。
導尿	○	看護職員が対応いたします。
褥瘡	○	処置については基本的に看護職員が対応いたします。
経管栄養・胃瘻	○	対応可能です。

入所料金について

○ 利用の費用負担については法定額基準通りです。

各市区町村が発行する ①介護保険被保険者証 ②介護保険負担限度額認定証 ③介護保険負担割合証により、利用料金が決まりますので、お持ちでない方は各市区町村にて申請してください。

☆ 自己負担額利用料金表（30日で計算）

※ 安全対策体制加算、初期加算、認知症専門ケア加算Ⅰ、口腔衛生管理加算、配置医師緊急時対応加算、外泊時費用は含めておりません

介護度	個室	多床室
要介護1	46,788円～145,940円	45,288円～136,460円
要介護2	49,085円～152,831円	47,585円～143,351円
要介護3	51,483円～160,026円	49,983円～150,546円
要介護4	53,779円～166,917円	52,279円～157,437円
要介護5	56,044円～173,708円	54,544円～164,228円

利用ご希望・ご検討の方は随時受け付けております。まずは、お気軽にご相談からどうぞ

〒892-0871 鹿児島市吉野町 10,005-4

特別養護老人ホーム 三船園

電話：099-247-6470